

特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書

受付印

(宛先) 桜川市長

令和 年 月 日

地方税法第321条の5の2及び桜川市税条例第46条の4の規定により、特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いたため、届出します。

所在地 (住所)														
フリガナ														
名称 (氏名)														
代表者の 職氏名印								電話番号	— —					
法人番号													担当者 (氏名)	
特別徴収義務者 指定番号								※市町村ごとに異なります						
理由	※該当する番号に○を付けてください。 1. 給与の支払を受ける者が常時10人未満でなくなったため 2. その他（理由： ）													

関与税理士 署名押印	(連絡先)
---------------	-------

【 注意事項 】

- 届出者が個人である場合にはその住所及び氏名を、法人である場合には本店又は主たる事務所
の所在地、名称、代表者氏名及び法人番号をそれぞれ記入し、押印してください。
- この届出書を提出した場合には、その提出した日の属する納期の特例の期間から納期の特例の
承認の効力が、失われることになります。
※ 給与の支払を受ける者が常時10人未満となったことにより、納期の特例の承認を受けようと
する場合は、改めて申請が必要となります。
- この届出書を提出した場合には、提出日の属する月分以前に特別徴収した税額はその提出
日の翌月の10日までに納入し、その後に特別徴収した税額は通常の納期限に納入していただ
くことになります。

〔 例 〕 この届出書を提出した日が3月の場合の納期限
◎12～2月分 ⇒ 4月10日まで ◎3月分 ⇒ 4月10日まで ◎4～5月分 ⇒ 翌月10日まで

【 提出先 】

【提出先】 〒309-1293 桜川市羽田1023番地 桜川市役所 総務部税務課 市民税グループ